



2019年9月13日

各 位

会 社 名 黒 谷 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 黒 谷 純 久
(コード番号：3168 東証一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 杉 本 護
(TEL. 0766-84-0001)

当社従業員に対する譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員を対象に譲渡制限付株式付与制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

本制度は、当社従業員に対する福利厚生を拡充を図るとともに、当社の従業員が当社株式を所有することにより、株主の皆様との一層の価値共有を進め、持続的な企業価値の向上を図ることを目的として導入される制度です。

2. 本制度の概要

(1) 割当対象者

本制度の割当対象者につきましては、勤続年数等一定の条件を満たす当社従業員（以下「対象従業員」といいます。）を予定しております。

なお、本制度は、割当てを希望する対象従業員のみを対象とし、また、当該従業員に対し、現物出資財産に充てるための金銭報酬債権を支給しますが、これにより賃金が減額されることはありません。

(2) 割当株式数

本制度に基づき対象従業員に割り当てる譲渡制限付株式は、当社が保有する自己株式の処分にて行い、その総数は、年2万株以内（2019年8月末日現在の発行済株式総数に占める割合0.14%）とします。またその処分価格は、恣意性を排除した形で算出を行い、対象従業員にとって特に有利な価格に該当しない金額とします。

(3) その他

対象従業員への支給時期その他本制度の具体的な内容については、今後開催される当社取締役会において決定いたします。

以上